

委 員 名 簿（五十音順、敬称略）

（委員）

浅野 直人	福岡大学法学部教授
飯野 吉嗣	(社)日本鉄鋼連盟資源循環委員会委員長
池田 達雄	埼玉県環境部長
池田 三知子	日本経済団体連合会 (産業第3本部資源エネルギーグループ長兼環境グループ副長)
植田 和弘	京都大学大学院経済研究科教授
大塚 直	早稲田大学法学部教授
大塚 元一	(社)全国産業廃棄物連合会専務理事
鎌田 啓一	青森県環境生活部理事
北村 喜宣	上智大学法学部教授
島田 啓三	(社)日本建設業団体連合会 鹿島建設(株)東京建築支店安全環境部担当部長
関口 勝	全国知事会調査第2部長
富田 和久	(社)全国建設業協会技術顧問
古市 徹	北海道大学大学院工学研究科教授
森 浩志	東京都環境局廃棄物対策部長

（環境省）

由田 秀人	廃棄物・リサイクル対策部長
紀村 英俊	廃棄物・リサイクル対策部企画課長
木村 祐二	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課課長
牧谷 邦昭	廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長

原状回復に関する基金のあり方懇談会について

＜趣 旨＞

○平成10年6月以降に行われた産業廃棄物の不法投棄等において、都道府県等が生活環境保全上の支障を除去する行政代執行を行う場合、当該都道府県に対する支援のため、廃掃法第13条の15に基づき、産業界、国からの出えんによる産業廃棄物適正処理推進センター基金が設けられている。

○不法投棄された産業廃棄物が速やかに撤去されないことにより、地域の生活環境保全上の支障が生ずるばかりでなく、そのような状況が継続されると、産業廃棄物に対する住民等の不信感が解消せず、施設設置の拒否、産業廃棄物の受け入れの制限等、産業廃棄物の円滑な処理を阻害する要因が顕在化し、それがまた不法投棄を誘発する一因となる、という連鎖が生ずることになる。

○このような産業廃棄物に対する構造的な問題に対して、本基金は、生活環境保全上の支障の除去という役割はもちろんのこと、自治体における不法投棄事案への対応において、早期に原因者に対する措置命令を発し、必要に応じて知事等の代執行を行うという廃掃法上の手続きを適正に執行するための基盤となる機能も果たしている。

平成10年度の制度開始以来、産業界の協力を得ながら基金が造成され、自治体への支援を通して、不法投棄対策において大きな成果を上げ、これが礎となり、我が国は世界に冠たる循環型社会を創出しつつあると考えられる。

○しかし、一方、産業廃棄物の不法投棄の現状はというと、平成18年度の全国の状況は、件数で約550件、投棄量は約13万トンとなっており、平成10年頃のピーク時と比べると約半分程度に減少はしているものの、未だに年間約10～20万t不法投棄が発生し、地域の住民にとって生活環境保全上の支障を来す恐れは否めない。

○環境省では、これまで数次にわたる廃棄物処理法の改正による罰則の強化や排出事業者の責任強化等の規制強化を図るとともに、平成16年に策定した「不法投棄撲滅アクションプラン」に基づき、不法投棄対策として幅広い取り組みを推進してきた。

また、今後は規制強化等の従来の対策徹底に加え、電子マニフェストの普及を促進することによる廃棄物処理の透明性の向上や優良処理業者の育成、監視活動の徹底など、未然防止に更に力点をおいた不法投棄対策に取り組むことにより、産業廃棄物の適正処理を推進し、循環型社会の形成を更に前進させていく必要がある。

このような今後の対策の中で、本基金は引き続き重要な役割を果たすと考えられる。

○本基金は、産業界の出えんと国の補助金により協力して資金を出えんしており、基金の適正な維持管理と円滑な運用を図るため、不法投棄の実態や見通し、対策等の状況を踏まえて、随時にレビューを行うことが適切と考えられる。

ついては、今後も迅速かつ円滑に原状回復等を行うことが出来る基金のあり方について議論を行う場として、本懇談会を開催する。

原状回復に関する基金のあり方懇談会の運営方針について

1 会議の開催及び出席者

(1) 会議の公開

① 会議は、原則として公開するものとし、公開することにより、公平かつ中立な議論に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合は、懇談会の座長（以下「座長」という。）は、会議を非公開とすることができる。

② 座長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、傍聴者の入室について、人数の制限その他必要な制限を課すことができる。

(2) 代理出席

委員の委任を受けた者については代理出席を認める。

2 資料等

会議で配布された資料は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、特定の者に不利益をもたらすおそれがある場合は座長は、資料を非公開とすることができる。

3 会議要旨等

(1) 会議要旨の調製

会議要旨の調製に当たっては、会議に出席した委員等の了承を得るものとする。

(2) 会議要旨の配付

会議要旨は、委員に配付するものとする。

(3) 会議要旨の公開

① 公開した会議の会議要旨は、公開するものとする。

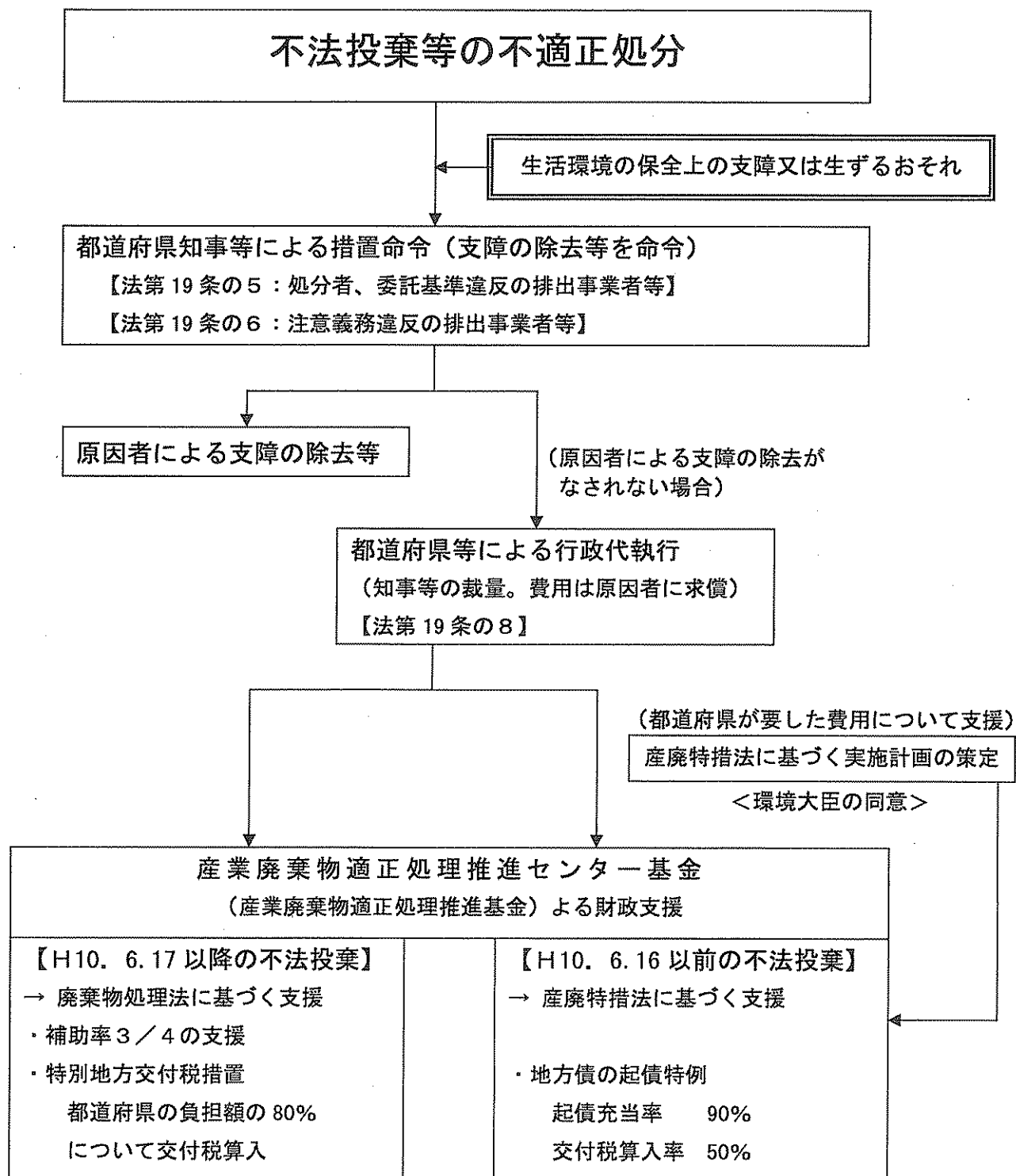
② 公開した会議の会議要旨の公開は、環境省ホームページへの掲載及び環境省閲覧窓口への備付けにより行うものとする。

4 その他

1、2及び3に規定するもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項については、座長が定めることができるものとする。

1 基金の状況等

産業廃棄物の不適正処分に起因する支障の除去等に係る制度について



※ 産業廃棄物の不適正処分の支障の除去等は、原因者により行われるのが原則。

※ 都道府県等が行政代執行した場合、費用は原因者に求償。

※ 原因者に資力がない場合には、産業廃棄物適正処理推進センターの基金による財政支援があるが、原因者からの弁償分は基金へ返還。

○産業廃棄物適正処理推進センターによる協力

((財) 産業廃棄物処理事業振興財団)

[廃棄物処理法]

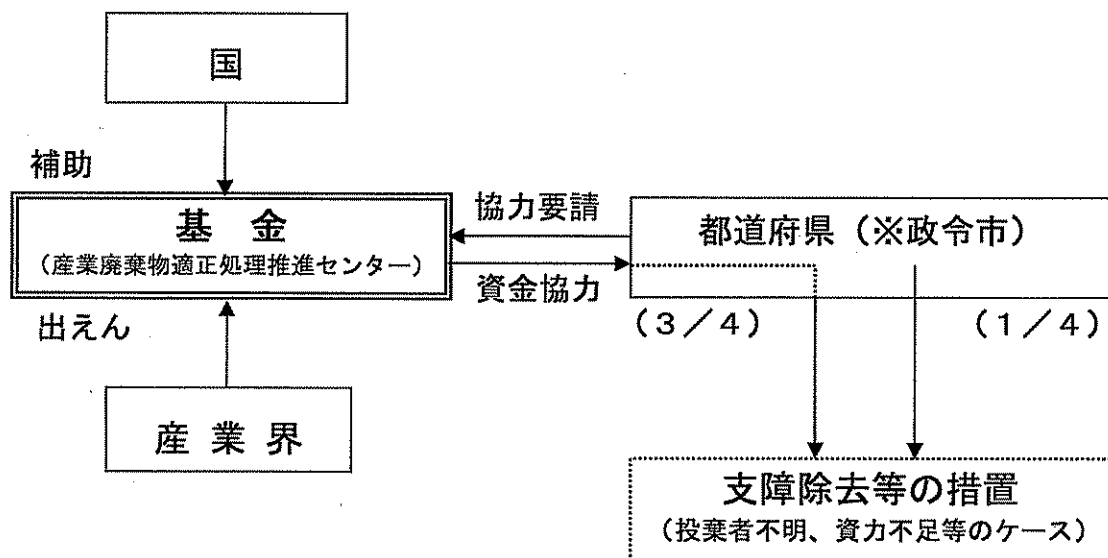
第二款 産業廃棄物適正処理推進センター

(業務)

第十三条の十三 適正処理推進センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

五 産業廃棄物が不適正に処分された場合において、第十九条の八第一項の規定による支障の除去等の措置を行う都道府県等に対し、当該産業廃棄物の撤去等の実施、資金の出えんその他の協力をを行うこと。

不適正処分事案に対する財政支援



○ 産業界：国：都道府県等＝2：1：1

○ 都道府県負担分（1／4）に対し、特交措置（算入率0.8）

2. 基金への出えん状況

(単位：億円)

	10年度 達成額	11年度 達成額	12年度 達成額	13年度 達成額	14年度 達成額	15年度 達成額	16年度 達成額	17年度 達成額	18年度 達成額	合計
国の補助	1.00	2.00	2.00	1.60	2.00	2.00	1.70	1.70	1.70	15.70
産業界からの出えん	2.03	3.20	1.28	4.02	3.41	3.11	2.78	2.34	1.95	24.12
建設業界	1.40	2.80	—	2.80	2.40	2.24	1.96	1.68	1.40	16.68
産業廃棄物処理業界	0.20	0.40	0.40	0.40	0.36	0.28	0.32	0.24	0.20	2.80
産業界一般（団体）	0.37	—	0.72	0.69	0.47	0.42	0.35	0.29	0.23	3.54
産業界一般（個別企業）	0.06	—	0.16	0.13	0.18	0.17	0.15	0.13	0.12	1.10
日本医師会等	—	—	—	—	0.01	0.02	0.02	0.02	0.02	0.09
年度計	3.03	5.20	3.28	5.62	5.42	5.13	4.50	4.06	3.67	39.91
累積額	3.03	8.23	11.51	17.13	22.55	27.68	32.18	36.24	39.91	39.91

3. 年度別基金の活用状況

事業 年度	廃棄物種類	支援 件数	撤去量 (t)	総事業費 (千円)	支援額 (千円)
H11	硫酸ビッチ等	3件	40	13,157	9,867
H12	がれき等	1件	29,512	649,577	487,182
	廃プラ等	2件			
	硫酸ビッチ等	1件			
H13	硫酸ビッチ等	3件	18,764	406,986	305,239
	廃プラ等	1件			
H14	硫酸ビッチ等	7件	2,019	253,449	175,716
	混合廃棄物	1件			
H15	硫酸ビッチ等	15件	6,764	938,418	682,434
	混合廃棄物	1件			
	廃油	1件			
H16	硫酸ビッチ等	11件	16,978	658,767	494,073
	廃油、木くず	1件			
	廃自動車ガラ	1件			
	混合廃棄物	1件			
		1件			
H17	混合廃棄物	3件	6,463	329,085	246,814
	硫酸ビッチ等	5件			
	木くず	1件			
H18	混合廃棄物	2件	5,249	318,274	238,705
	硫酸ビッチ等	5件			
合計		67件	85,789	3,567,713	2,640,030

不法投棄実態調査の推移と近年の傾向
(平成 18 年度調査結果より)

1 平成 18 年度に新たに発覚した産業廃棄物の不法投棄

1-1 不法投棄の件数及び投棄量 (項目 1)

平成 18 年度の新規発覚不法投棄件数は 554 件、不法投棄量は 13.1 万トンであった。件数・投棄量ともピーク時の半分以下になっている。

1-2 大規模な事案の状況 (項目 2, 3)

投棄量 5,000 トン以上の大規模事案は 4 件で、全体の投棄件数 (554 件) の 0.7% である。この大規模事案 4 件の投棄量の合計は 2.7 万トンで、全体の投棄量 (13.1 万トン) の 20.8% を占める。

1-3 実行者別の状況 (項目 4-1、4-2)

不法投棄の実行者の内訳を見ると、件数では、排出事業者によるものが 271 件 (48.9%)、実行者不明のものが 148 件 (26.7%)、無許可業者によるものが 63 件 (11.4%) と多くなっている。

投棄量では、排出事業者によるものが 4.8 万トン (36.4%)、許可業者によるものが 3.5 万トン (26.6%)、複数によるものが 2.6 万トン (19.9%) である。

1-4 不法投棄廃棄物の種類 (項目 5-1、5-2)

不法投棄された廃棄物の種類は、件数で見ると、建設系廃棄物が 402 件 (がれき 241 件、建設系木くず 74 件、建設混合廃棄物 56 件等) と多く、全体 (554 件) の 72.6% を占めている。

投棄量で見ると、建設系廃棄物が 8.9 万トン (がれき 4.4 万トン、建設混合廃棄物 2.7 万トン、建設系汚泥 0.9 万トン等) と多く、全体 (13.1 万トン) の 68.0% を占めている。平成 14 年度から最近 5 年間でも、建設系廃棄物は全体量に対して、概ね 6~8 割の間で推移している。

1-5 生活環境保全上の支障除去等の状況 (項目 6)

平成 18 年度に新たに確認された不法投棄事案のうち、当該年度 (平成 18 年度) 中に支障除去等に着手されたものは、全不法投棄件数 554 件のうち 424 件 (76.5%) であった。

2 平成 18 年度末の時点で残存している産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理（以下「不法投棄等」という。）事案

2-1 平成 18 年度末における不法投棄等事案の残存件数及び残存量（項目 7）

平成 18 年度末における不法投棄等の残存件数は 2,774 件、残存量の合計は 1,565.3 万トンであった。

2-2 大規模な事案の状況（項目 7）

5,000 トン以上の残存事案は 337 件（全体の 12.1%）、残存量は 1,425.0 万トン（同 96.2%）となっている。

2-3 実行者別の状況（項目 8）

残存事案の実行者の内訳を見ると、残存件数では、排出事業者によるものが 1,054 件（38.0%）、実行者不明のものが 688 件（24.8%）、無許可業者によるものが 649 件（23.4%）と多くなっている。

残存量では、許可業者によるものが 811.6 万トン（51.8%）、無許可業者によるものが 398.1 万トン（25.4%）、排出事業者によるものが 179.4 万トン（11.5%）と多くなっている。

2-4 不法投棄等廃棄物の種類（項目 9）

残存事案の廃棄物の種類を見ると、残存件数では建設系廃棄物が 1,922 件と全体の 69.3%を占め、残存量では 1004.7 万トンと全体の 64.2%を占める。

2-5 発覚時期別の状況（項目 10）

残存事案の発覚時期の内訳を見ると、件数では、平成 18 年度に発覚したものが 431 件（15.5%）、平成 17 年度に発覚したものが 364 件（13.1%）、平成 16 年度に発覚したものが 325 件（11.7%）と多くなっている。

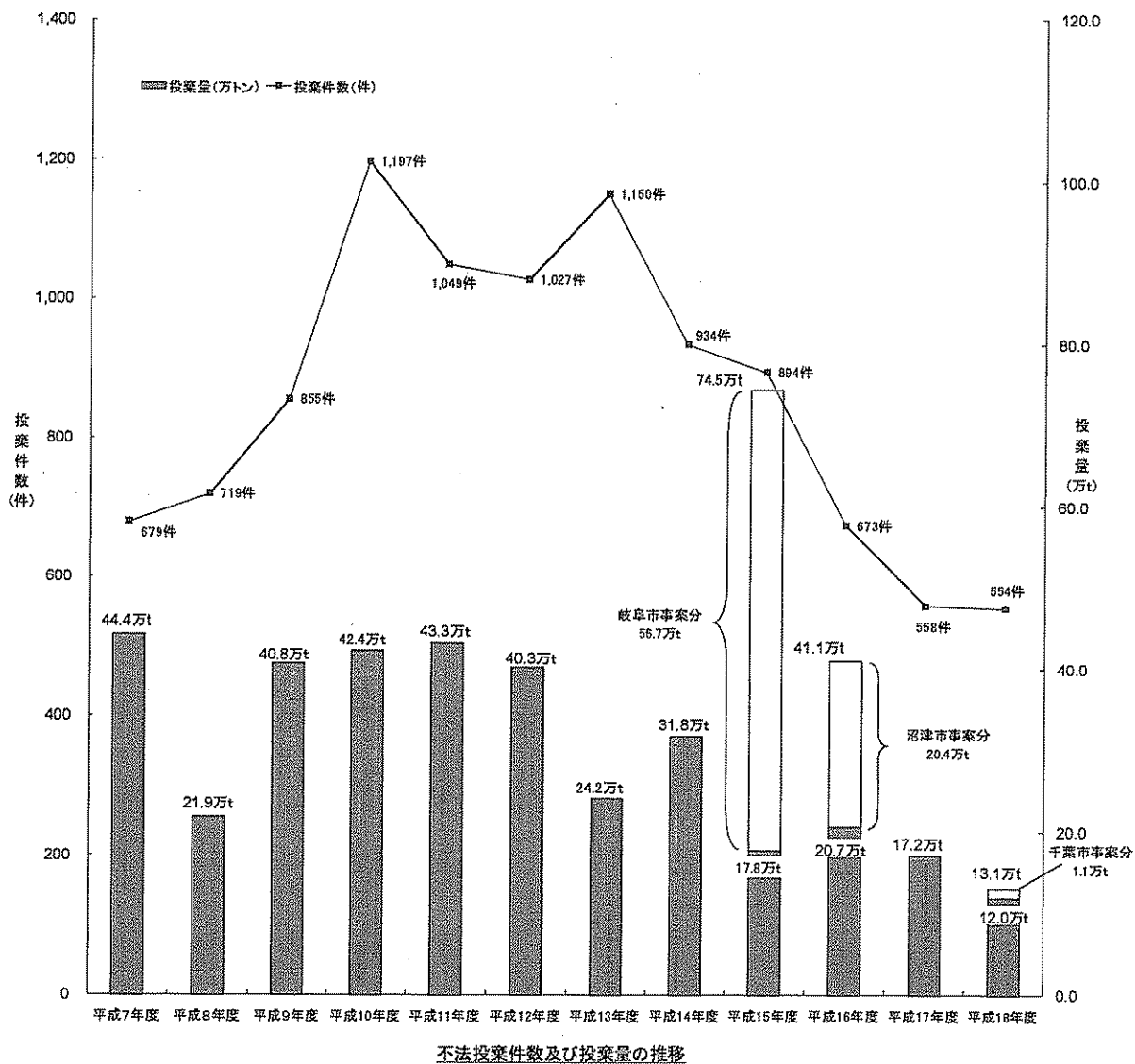
また、残存量では、平成 10 年度に発覚したものが 330.2 万トン（21.1%）、平成 11 年度に発覚したものが 270.1 万トン（17.3%）、平成 5 年度に発覚したものが 168.0 万トン（10.7%）と多くなっている。

2-6 生活環境保全上の支障除去等の状況（項目 11）

生活環境保全上の支障の除去等を行うため、原因者等に対して措置命令が発出されたものは 95 件（819.6 万トン）あり、このうち 16 件（406.4 万トン）については行政代執行が着手されるなど、対策が進められている。

1. 不法投棄件数及び投棄量

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
投棄件数(件)	679	719	855	1,197	1,049	1,027	1,150	934	894	673	558	554
投棄量(万トン)	44.4	21.9	40.8	42.4	43.3	40.3	24.2	31.8	74.5	41.1	17.2	13.1



注)1 投棄件数及び投棄量は、都道府県及び保健所設置市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち、1件当りの投棄量が10t以上の事案(ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて)を集計対象とした。

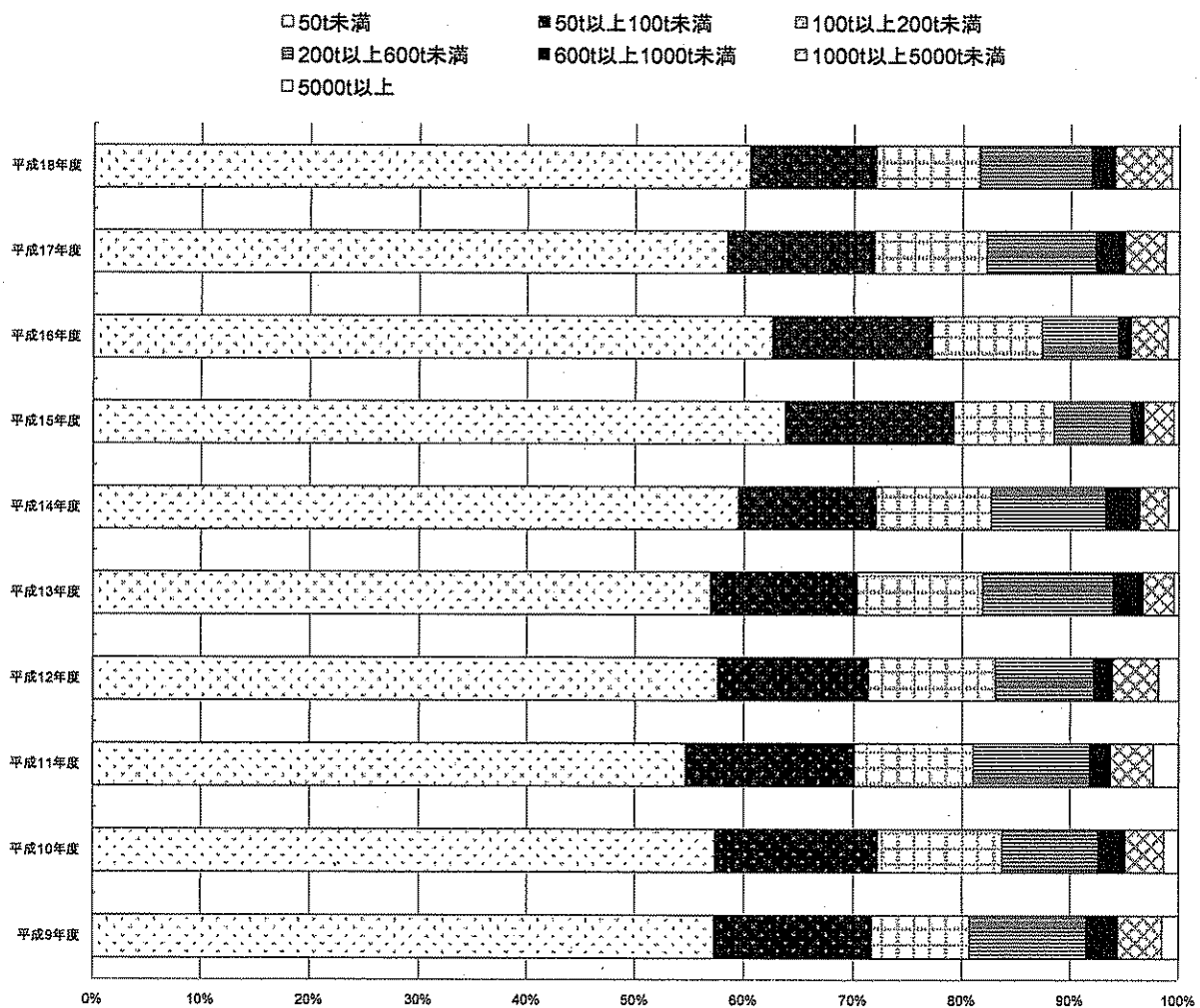
2 上記グラフの通り、岐阜市事案は平成15年度に、沼津市事案は平成16年度に発覚したが、不適正処分はそれ以前より数年にわたって行われた結果、当該年度に大規模事案として発覚した。平成18年度の千葉市事案は、それ以前に発覚したものを当該年度に大規模事案として集計した。

3 平成18年度の千葉市事案は、平成10年度に発覚していたが環境省への報告がされていなかったもの。

2. 規模別不法投案件数

投案件規模	平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)	件数	割合(%)
50t未満	490	57.3	687	57.4	573	54.6	592	57.6	655	57.0	556	59.5	570	63.8	421	62.6	326	58.4	335	60.5
50t以上100t未満	123	14.4	177	14.8	162	15.4	141	13.7	154	13.4	117	12.5	138	15.4	99	14.7	75	13.4	64	11.6
100t以上200t未満	77	9.0	138	11.5	115	11.0	120	11.7	133	11.6	99	10.6	83	9.3	68	10.1	58	10.4	53	9.6
200t以上600t未満	92	10.8	106	8.9	113	10.8	93	9.1	138	12.0	99	10.6	63	7.0	47	7.0	56	10.0	57	10.3
600t以上1000t未満	25	2.9	30	2.5	20	1.9	18	1.8	32	2.8	29	3.1	11	1.2	8	1.2	15	2.7	12	2.2
1000t以上5000t未満	35	4.1	43	3.6	42	4.0	44	4.3	33	2.9	25	2.7	25	2.8	23	3.4	21	3.8	29	5.2
5000t以上	13	1.5	16	1.3	24	2.3	19	1.9	5	0.4	9	1.0	4	0.4	7	1.0	7	1.3	4	0.7
合 計	855	100.0	1,197	100.0	1,049	100.0	1,027	100.0	1,150	100.0	934	100.0	894	100.0	673	100.0	558	100.0	554	100.0

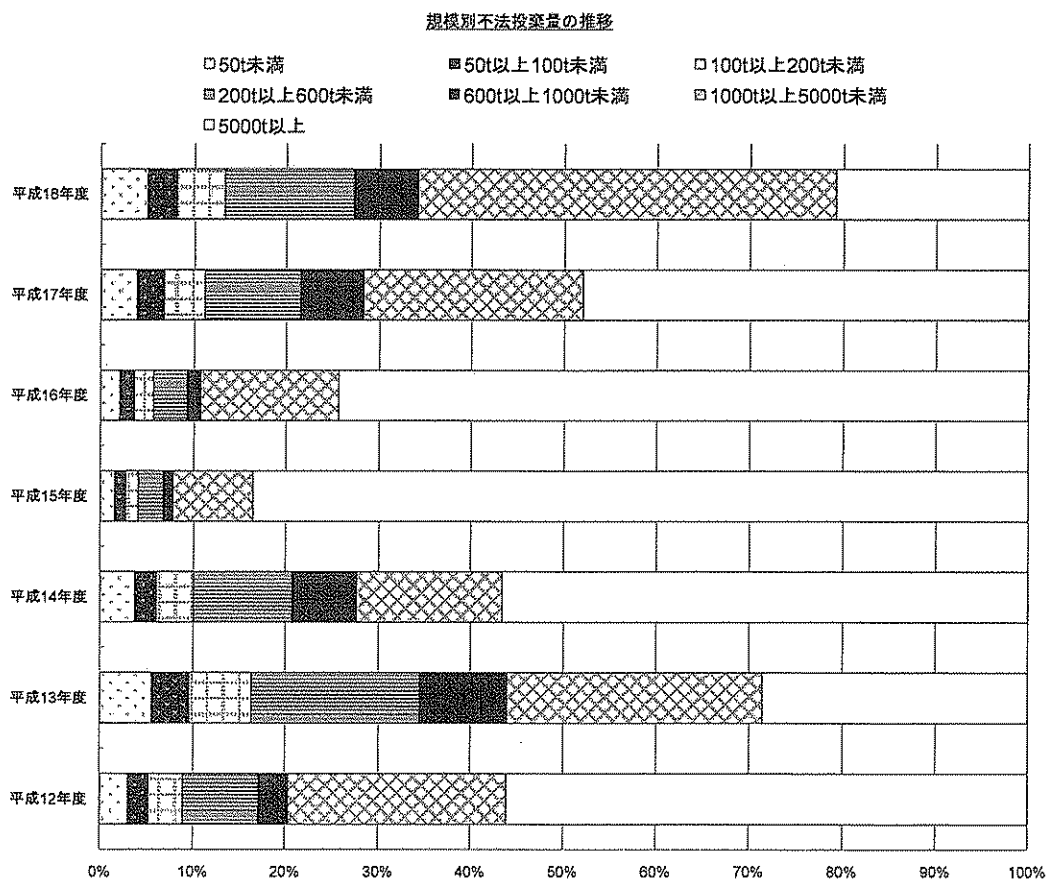
規模別不法投案件数の推移



3. 規模別不法投棄量

投棄規模	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	投棄量(t)	割合(%)	投棄量(t)	割合(%)	投棄量(t)	割合(%)	投棄量(t)	割合(%)	投棄量(t)	割合(%)	投棄量(t)	割合(%)	投棄量(t)	割合(%)
50t未満	12,135	3.0	13,389	5.5	11,765	3.7	11,346	1.5	8,427	3.7	6,605	3.8	6,474	4.9
50t以上100t未満	8,897	2.2	9,708	4.0	7,427	2.3	8,653	1.2	6,377	2.3	5,021	2.9	4,116	3.1
100t以上200t未満	14,856	3.7	16,233	6.7	12,738	4.0	10,152	1.4	8,369	4.0	7,509	4.4	6,870	5.2
200t以上600t未満	33,138	8.2	44,018	18.2	33,994	10.7	20,151	2.7	14,779	10.7	17,878	10.4	18,240	13.9
600t以上1000t未満	13,001	3.2	22,846	9.5	22,019	6.9	7,672	1.0	5,976	6.9	11,701	6.8	9,061	6.9
1000t以上5000t未満	94,807	23.5	66,452	27.5	50,095	15.7	64,067	8.6	61,399	15.7	40,812	23.7	59,190	45.1
5000t以上	226,449	56.2	69,030	28.6	160,143	56.6	622,937	83.6	305,499	56.6	82,654	48.0	27,282	20.8
合 計	403,274	100.0	241,676	100.0	318,181	100.0	744,978	100.0	410,824	100.0	172,179	100.0	131,233	100.0

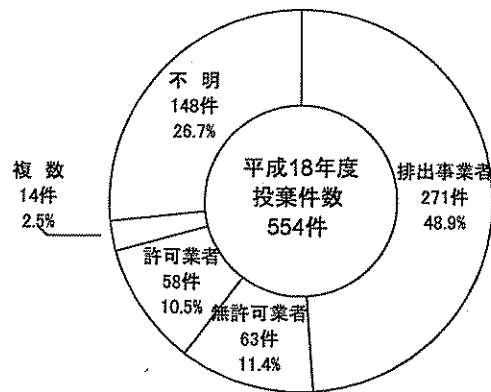
※ 投棄量は、四捨五入してあるため合算した値は合計値とは異なる。



4-1. 不法投棄実行者の内訳

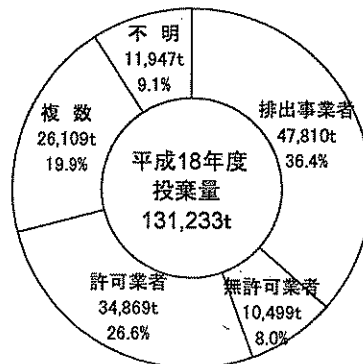
実行者	平成18年度	
	投棄件数(件)	投棄量(t)
排出事業者	271	47,810
無許可業者	63	10,499
許可業者	58	34,869
複 数	14	26,109
不 明	148	11,947
合 計	554	131,233

①投棄件数



平成18年度

②投棄量



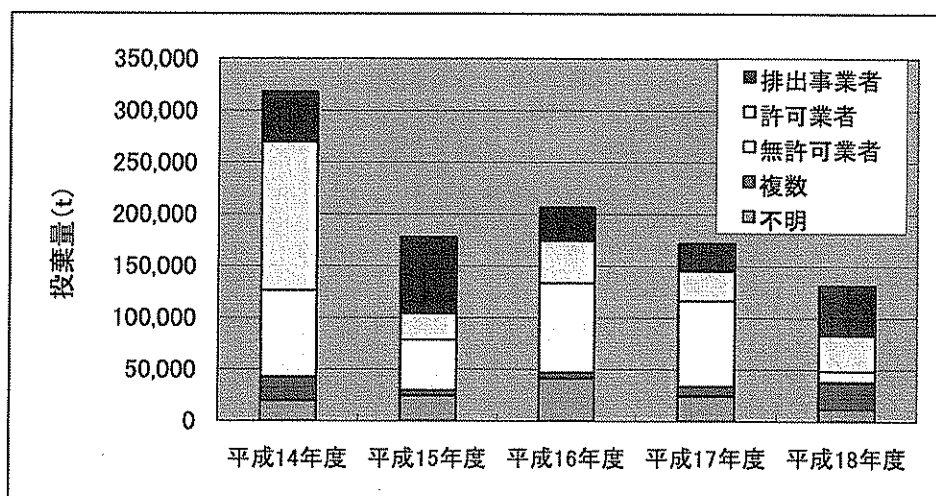
平成18年度

4-2 不法投棄実行者別にみた推移

(t)

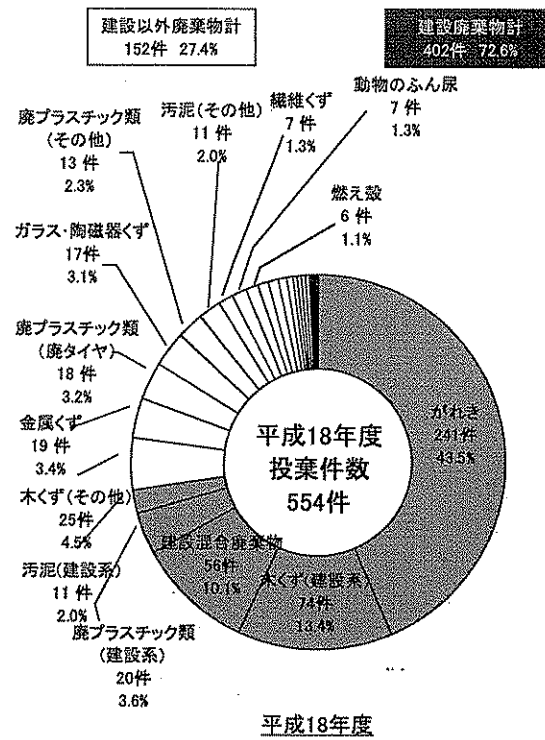
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平均
排出事業者	48,470	73,795	32,289	26,635	47,810	45,800
許可業者	143,395	25,467	40,887	29,017	34,869	54,727
無許可業者	83,454	49,088	86,727	82,833	10,499	62,520
複数	23,247	5,004	5,620	9,180	26,109	13,832
不明	19,613	24,622	41,302	24,514	11,947	24,400
合計	318,179	177,976	206,825	172,179	131,233	201,278

※岐阜市善商事案(H15;約56.7万t)、沼津事案(H16;約20.4万t)を含まない

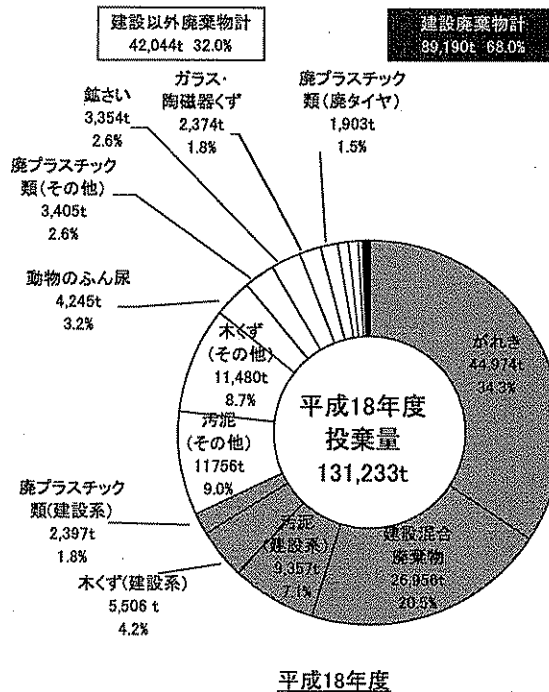


5-1. 不法投棄廃棄物の種類

① 投案件数



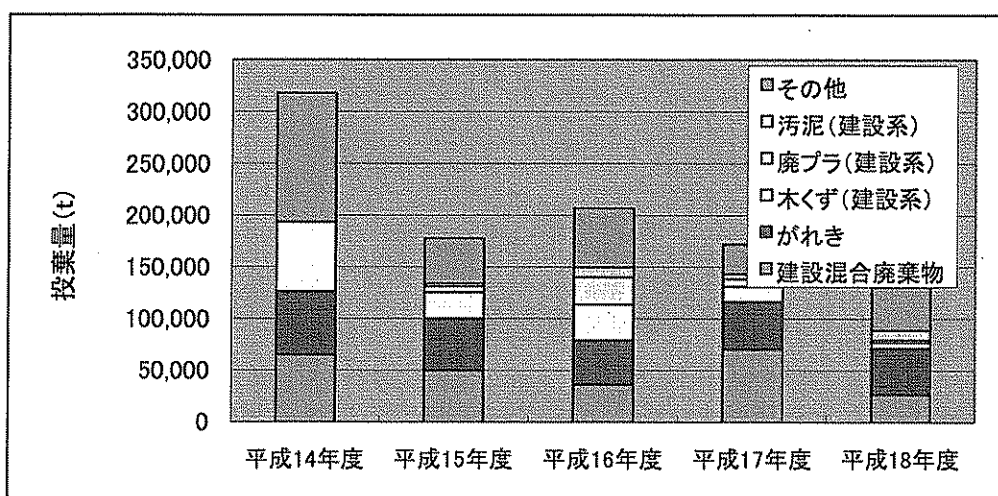
② 投棄量



5-2. 不法投棄廃棄物の種類別にみた推移

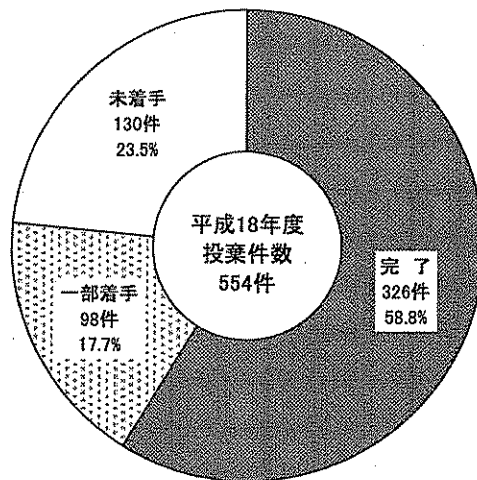
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平均
建設混合廃棄物	65,318	49,851	36,478	70,851	26,956	49,891
がれき	61,214	50,455	42,656	45,932	44,974	49,046
木くず(建設系)	66,924	25,441	34,813	14,779	5,506	29,493
廃プラ(建設系)		5,857	26,441	7,080	2,397	8,355
汚泥(建設系)		2,737	9,574	4,741	9,357	5,282
その他	124,725	43,636	56,862	28,796	42,044	59,213
合計	318,181	177,978	206,824	172,179	131,233	201,279
建設系計	193,456	134,342	149,962	143,383	89,190	142,066
建設系比率	60.8%	75.5%	72.5%	83.3%	68.0%	72.0%

※岐阜市善商事案(H15;約56.7万t)、沼津事案(H16;約20.4万t)を含まない

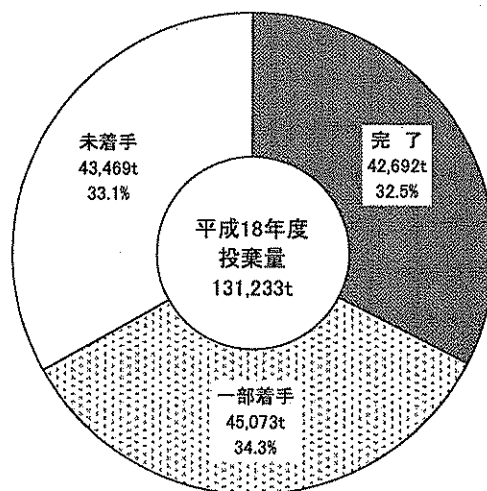


6. 支障除去等の状況

	平成18年度	
	投棄件数(件)	投棄量(t)
完了	326	42,692
一部着手	98	45,073
未着手	130	43,469
合 計	554	131,233



平成18年度

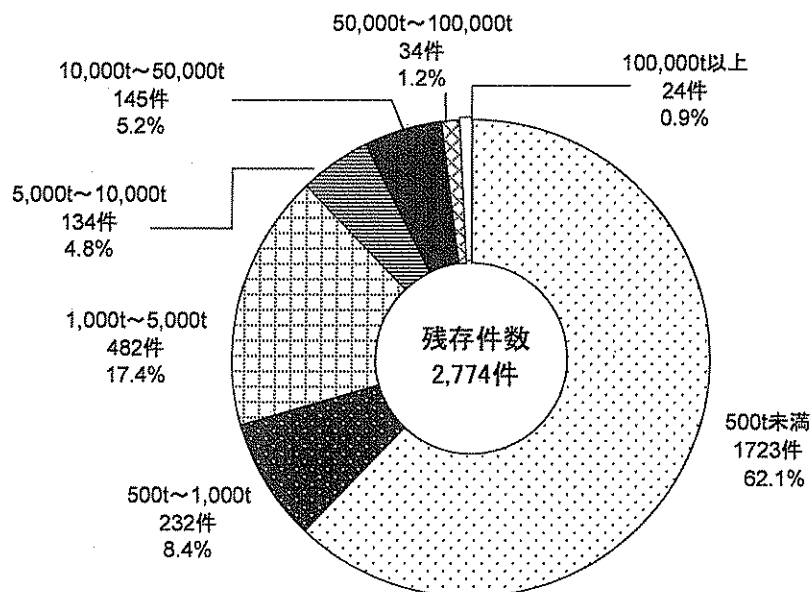


平成18年度

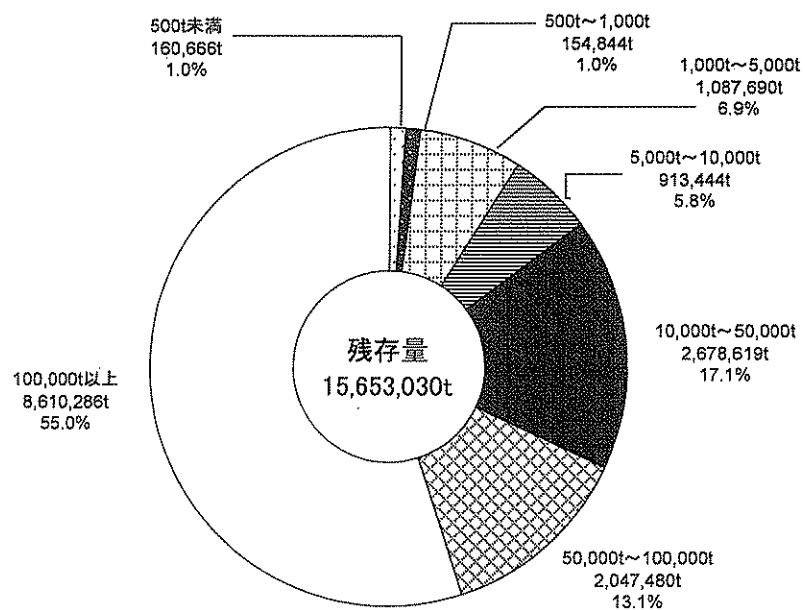
7. 規模別の残存件数と残存量(平成18年度末時点)

	500t未満	500t～1,000t	1,000t～5,000t	5,000t～10,000t	10,000t～50,000t	50,000t～100,000t	100,000t以上	合計
件数(件)	1,723	232	482	134	145	34	24	2,774
割合	62.1%	8.4%	17.4%	4.8%	5.2%	1.2%	0.9%	100.0%
量(t)	160,666	154,844	1,087,690	913,444	2,678,619	2,047,480	8,610,286	15,653,030
割合	1.0%	1.0%	6.9%	5.8%	17.1%	13.1%	55.0%	100.0%

①残存件数



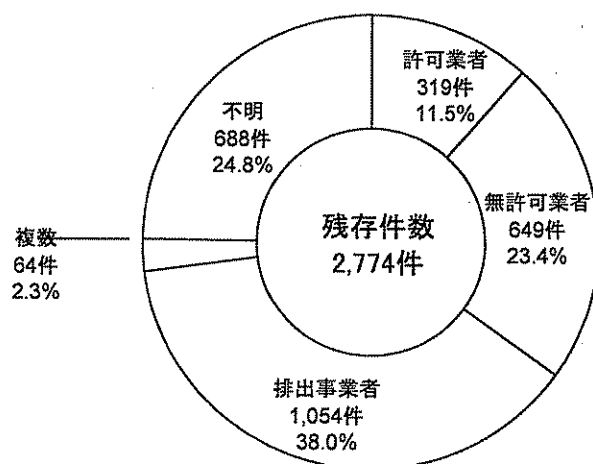
②残存量



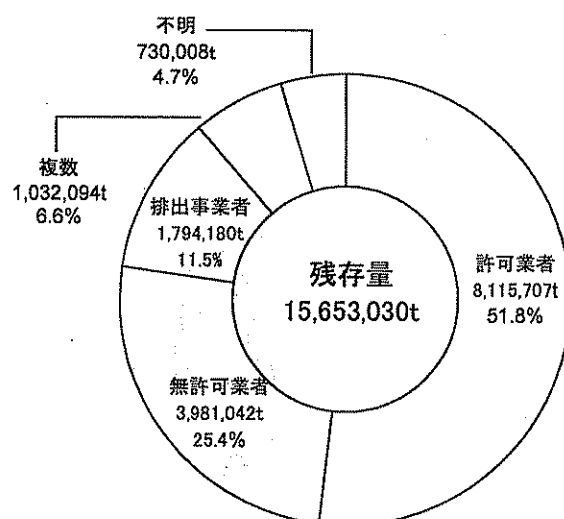
8. 不法投棄等の実行者(平成18年度末時点)

	残存件数	割合	残存量 (t)	割合
許可業者	319	11.5%	8,115,707	51.8%
無許可業者	649	23.4%	3,981,042	25.4%
排出事業者	1,054	38.0%	1,794,180	11.5%
複 数	64	2.3%	1,032,094	6.6%
不 明	688	24.8%	730,008	4.7%
合 計	2,774	100.0%	15,653,030	100.0%

①残存件数

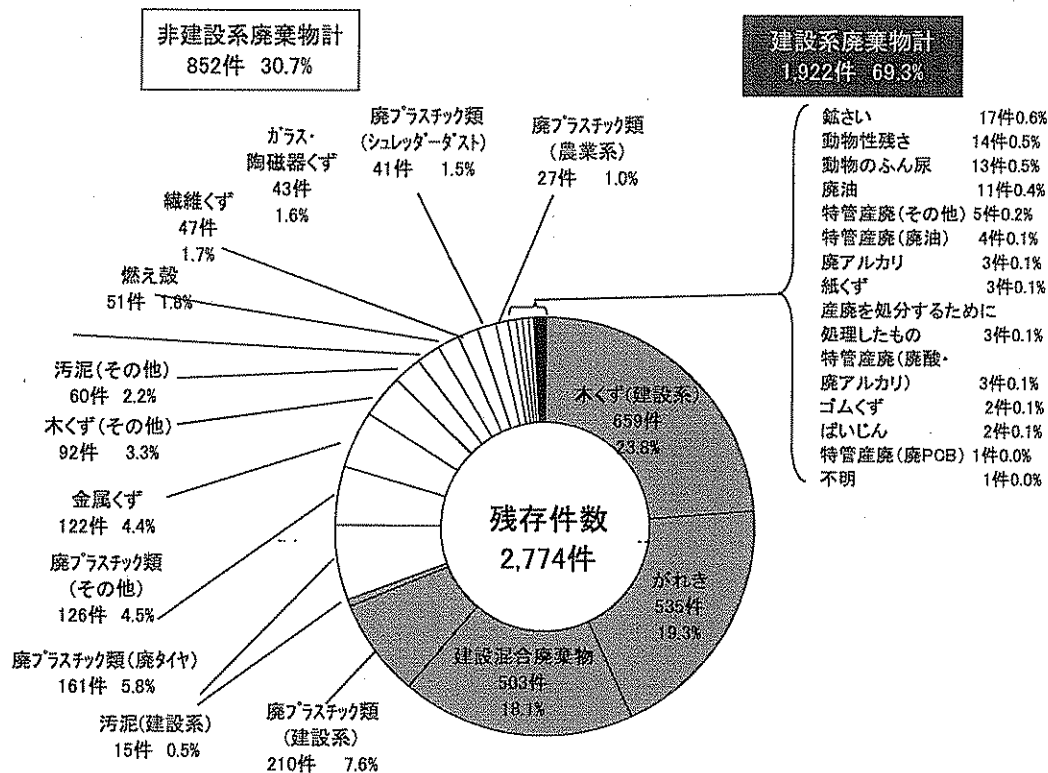


②残存量

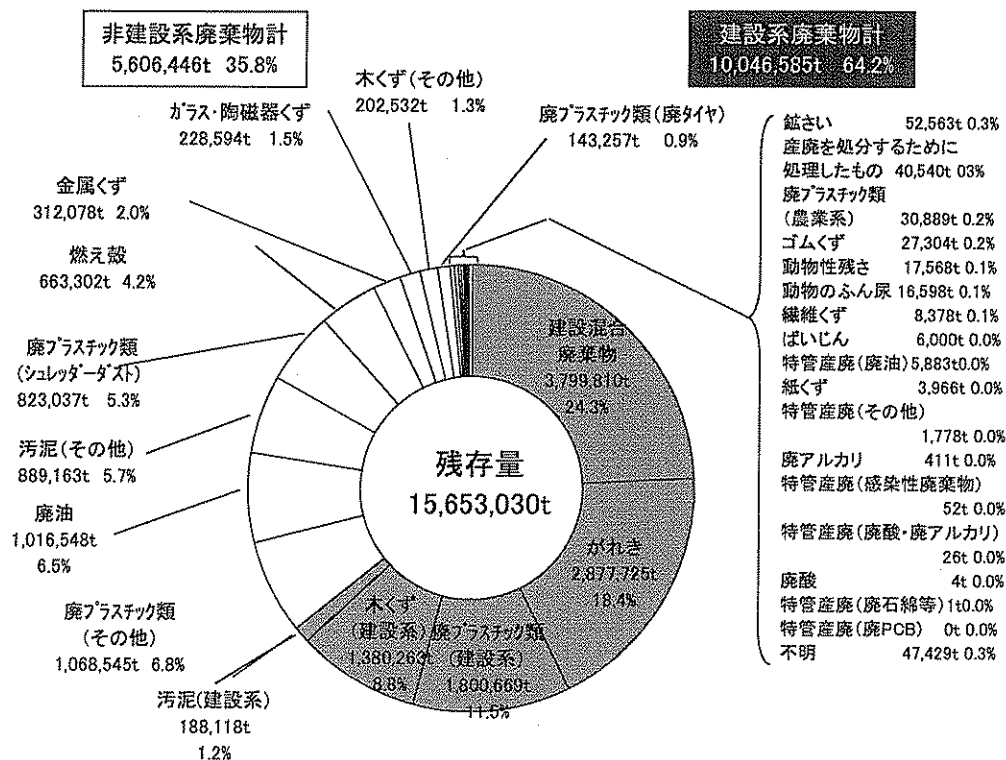


9. 不法投棄等された廃棄物の種類別残存件数及び残存量 (平成18年度末時点)

①残存件数



②残存量



10. 不法投棄等事案の発覚時期別残存件数及び残存量
(平成18年度末時点)

発覚時期（年度）		残存件数	割合	残存量（t）	割合
1980以前	S55以前	5	0.2%	36,998	0.2%
1981	S56	0	0.0%	0	0.0%
1982	S57	0	0.0%	0	0.0%
1983	S58	2	0.1%	6,170	0.0%
1984	S59	2	0.1%	32,224	0.2%
1985	S60	4	0.1%	3,160	0.0%
1986	S61	3	0.1%	149,981	1.0%
1987	S62	4	0.1%	69,892	0.4%
1988	S63	1	0.0%	450	0.0%
1989	S64/H1	7	0.3%	155,839	1.0%
1990	H2	12	0.4%	463,073	3.0%
1991	H3	18	0.6%	225,926	1.4%
1992	H4	19	0.7%	124,709	0.8%
1993	H5	29	1.0%	1,680,000	10.7%
1994	H6	26	0.9%	83,631	0.5%
1995	H7	42	1.5%	565,259	3.6%
1996	H8	85	3.1%	734,058	4.7%
1997	H9	104	3.7%	1,205,806	7.7%
1998	H10	127	4.6%	3,301,960	21.1%
1999	H11	152	5.5%	2,701,109	17.3%
2000	H12	154	5.6%	858,371	5.5%
2001	H13	316	11.4%	534,072	3.4%
2002	H14	194	7.0%	336,626	2.2%
2003	H15	310	11.2%	954,803	6.1%
2004	H16	325	11.7%	589,652	3.8%
2005	H17	364	13.1%	346,877	2.2%
2006	H18	431	15.5%	184,720	1.2%
不明		38	1.4%	307,664	2.0%
合計		2,774	100.0%	15,653,030	100.0%

11. 措置命令の発出状況（平成18年度末時点）

	件数(件)	割合	量(t)	割合
支障等あり	521	18.8%	10,512,861	67.2%
措置命令発出済み	95	3.4%	8,195,929	52.4%
行政代執行等着手済み	16	0.6%	4,063,875	26.0%
支障等なし	1,872	67.5%	4,197,975	26.8%
支障等不明確	381	13.7%	942,195	6.0%
合計	2,774	100.0%	15,653,030	100.0%

不法投棄対策関連施策等について

〈これまでの主な取組〉

1. 国の取組

(1) 産業廃棄物処理の構造改革

○法改正（平成 9 年、12 年）

1) 排出事業者責任の徹底

- ・ マニフェスト制度の強化
- ・ 原状回復命令の拡充

2) 不適正処理対策

- ・ 処理業者・施設の許可要件の強化
- ・ 罰則強化（懲役 5 年以下、罰金 1 千万円・法人 1 億円以下）

3) 適正な処理施設の確保

- ・ 廃棄物処理施設設置手続きの強化・透明化
- ・ 公共関与による補完

○行政処分の指針の通知（平成 13 年 5 月 15 日付→平成 17 年 8 月 12 日付改訂）

- ・ 不適正処理事案に対し、積極的かつ厳正な行政処分が都道府県等において実施されるよう通知

(2) 構造改革のさらなる推進

○法改正（平成 15 年、16 年、17 年）

1) 不法投棄の未然防止等の措置

- ・ 都道府県等の調査権限の拡充
- ・ 国の関係都道府県等への指示権限の創設
- ・ 不法投棄の未遂罪、目的罪の創設
- ・ 悪質な業者の許可の取消の義務化
- ・ 硫酸ピッチの不適正処理の直罰化
- ・ マニフェスト虚偽記載等の罰則強化

2) 地方環境事務所の設置（平成 17 年 10 月 1 日）

- ・ 監視パトロール
- ・ 自治体職員に対する研修会の開催
- ・ ブロック会議による広域的事案への対応と情報交換
- ・ 環境省不法投棄ホットライン（住民通報システム）への迅速な対応
- ・ 排出事業者向けセミナーの開催

○不法投棄撲滅アクションプランの策定（平成 16 年 6 月）

- ・ 身近な散乱ごみ対策の強化など地域における意識の向上
- ・ 受け皿の確保と廃棄物処理システムの透明性の向上など廃棄物処理体制の強化

- ・優良処理業者の育成や行政における体制整備など制度を支える人材の育成
- 不法投棄等事案対応支援事業（支援チームの派遣、平成 15 年度～）
- ・都道府県等が不法投棄等事案に対応する際、専門家による助言・指導等の支援

2. 都道府県等の取組

（1）監視パトロールの強化

- ・監視担当職員の増員
- ・運送業者、郵便局、地域住民なども監視に参画
- ・空や海上からの監視活動も実施
- ・運搬車両の路上一斉検査（関東地区一斉等広域的にも実施）
- ・民間警備会社への休日・夜間監視委託

（2）早期対応と行政処分の徹底

- ・対処能力の向上のための研修会への参加

（3）警察との連携による取り締まり強化

- ・警察官の環境行政分野への出向
- ・情報交換会議の開催

〈今後の更なる取組〉

不法投棄撲滅に向け、これまでの取組を今後も継続・推進していくとともに、さらに未然防止に重点をおいて以下の対策を推進

1. 不法投棄撲滅アクションプランに基づく対策の推進

不法投棄撲滅アクションプランにおける対策について、関係府省庁の協力のもと、環境省を中心に、引き続き、その推進を図る。

(1) 電子マニフェストの普及

①普及目標

廃棄物処理の流れの透明性を向上させ、処理状況の迅速かつ的確な把握を図るため、下記を目標に電子マニフェストの普及を促進する。

【目標】「IT新改革戦略(平成18年1月)」における普及目標

→ 平成22年度末普及率 50%

(平成18年度末普及率 5%)

②対策

大規模排出事業者等を中心に重点普及対象事業者を選定し、以下の4つの柱を基本として優先的に普及促進に取り組む。

- ・システムの改善、強化
- ・利用者に対するサービス向上
- ・公共工事等の発注者等関係者との連携強化
- ・キャンペーン活動等、普及啓発活動の強化

(2) 優良性評価制度による優良な廃棄物処理業者の育成

排出事業者自らの判断で優良な処理業者を選択できる「優良性評価制度」の普及を図ることで、優良な廃棄物処理業者が市場で優位に立ち、悪質業者が淘汰されるような構造改革をさらに推進する。

- ・普及啓発を引き続き実施
- ・優良性評価基準適合事業者情報を、排出事業者が活用し易いようにする。
- ・評価基準の改訂や高度化の検討

【実績】国及び都道府県独自の制度の適合事業者数：253 事業者

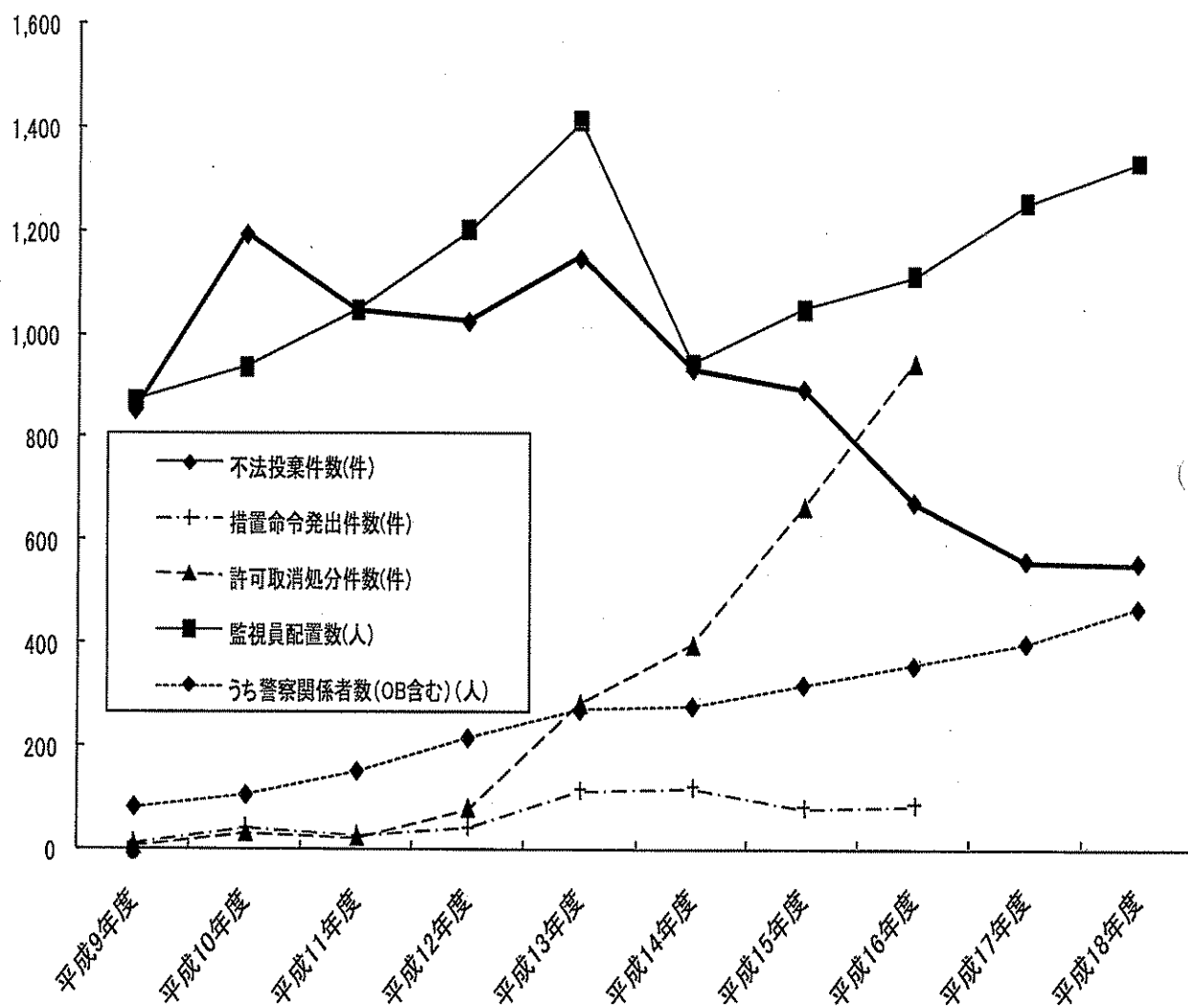
(H20年2月末現在)

2. 不法投棄撲滅運動の展開

監視活動などにより不法投棄を発生させない環境づくりをさらに強化するため、国、自治体等が連携して、その取組を進める。

このため、関係省庁が連携して、平成19年度に新たに設定した「全国ごみ不法投棄監視ウィーク(5/30～6/5)」を中心に、年間を通じて関係者が連携した取組を推進する。

〈不法投棄対策の効果〉



注) 監視員数は、平成13年度までは兼任職員を含み、平成14年度からは専任職員のみ

過去の懇談会の経緯等について

1. 「原状回復措置のあり方について」(原状回復制度検討会 平成9年1月)

<原因者が不明や資力が不足している場合の原状回復費用の手当>

(1) 基本的な考え方

原因者が不明や資力が不足している場合の原状回復措置に係る費用(以下、原状回復費用という。)の手当てのあり方については、平成8年の産業廃棄物専門委員会で示されているいくつかの提言を踏まえ、基本的に概ね以下の3つの考え方に整理できるものと考えられる。

- ① 産業廃棄物は産業活動によって生じたものであることから、産業廃棄物の排出を伴う産業活動を行う者全体で負担すべき。
- ② 適正処理を行ったことが確認された者を除く排出事業者が負担すべき。
- ③ 産業界だけでなく、行政も負担をすべき。

① について

- ・原状回復が必要となるのは、産業廃棄物の処理原則が貫徹せず、産業廃棄物が全体の適正処理システムからはみ出た結果
- ・原因者が不明等の場合に行政がその全額を負担せざるを得ないという状況は本来の産業廃棄物処理の原則からしても不合理
- ・産業廃棄物の適正な処理のためのシステムの一環である原状回復制度確立のためには、産業廃棄物の排出を伴う産業活動を行っている産業界としても一定の役割を担うことが妥当

② について

- ・適正に処理した者にまで費用負担を求めることは適當ではないという観点から、適正に処理されたことが確認された者は費用負担の対象から除かれるべきとの考え方
- ・このためには、適正に処理したことを公正かつ厳格に確認するシステムが整備されることが前提と考えられるが、そのようなことは容易ではなく、また、システムの維持費が膨大なものとなり、産業界全体で広く、薄く負担する場合よりも個々の事業者の負担はかえって重くなるものと予想
- ・現時点においては現実的な資金の手当ての方法とはなり得ないものと考えられる。

③ について

- ・原状回復措置については、産業界が産業廃棄物の処理という観点から一定の支援を行うものとしても、本来費用を負担すべき者が存在しない場合に地域の生活環境の保全を図るために行うものであることから、地域住民の安全や健康を保持するという立場から行政としても主体的な役割を担わざるを得ないものである。



こうしたことから、住民の安全や健康の保持の観点から原状回復措置を行う都道府県等と、産業廃棄物の処理の観点から一定の役割を担うべき産業界が、双方で負担、協力し、構築していくことが適當と考えられる。

(2) 資金の手当ての方法

○個々の事業者から強制徴収を前提とするような形で費用負担を求めることについて

- ・不法投棄が明らかに特定の業種に特に集中しているという状況において、全ての事業者に対して一律に負担を強制することについては公平性の面で問題ある。
- ・個々の事業者から一定の基準に基づき厳密に費用を徴収する場合には、徴収に係る事務コストが膨大になる等徴収の効率性や実効性の面で問題がある。
- ・不法投棄のように故意の不法行為によりもたらされた結果に対して、これと全く関係のない適正に処理を行っている事業者にまで負担を強制するに足る十分な理由に乏しく、関係者の理解が得られにくい。

↓

これらのことから困難

- ・従って、原状回復費用については、むしろ、産業界に対して、産業廃棄物の適正な処理システムの確立のための社会的なコストとして、自主的な拠出をもとめていくべきであると考えられる。
- ・産業界においても、現下の不法投棄問題の解決が不可欠であることに鑑み、これに積極的に応じていくべきものと考えられる。

その際、産業界からの拠出が安定的に行われる事を担保する何らかの仕組みが必要であり、また、不法投棄問題の中に占める位置づけを考慮し、業種によっては、とりわけ積極的な役割を果たす事が望まれる。

- ・産業界における任意の拠出を前提とするのであれば、産業界の中でも業種により産業廃棄物の処理や不法投棄、さらにはその取引実態が異なる事を考慮し、各事業者からの資金の拠出の方法等については、公平かつ効率的に資金を集めると言う観点から、それぞれの業界に委ねるべきものと考えられる。

2. 「不法投棄防止及び原状回復に関する懇談会」(報告書 平成 14 年 7 月)

<原状回復の費用負担について>

【現在の状況】

- 平成 9 年の産業廃棄物適正処理推進センター制度の創設に当たっては様々な議論がなされ、事業者としても一定の貢献を行っていくとの認識の下、代執行に要する経費を産業界：行政が半々で負担するという基本原則でスタート
- 基金支援は都道府県にとって極めて重要な制度。基金支援の裏付けがあることにより、迅速な措置命令の発出が可能となり、事件の拡大防止にも貢献。
- 事業者には基金への出捐についての不満感等、都道府県には原状回復に対する事業者の役割強化等を求める意見がある。一方、基金への拠出を責任論で整理するのは困難で、事業者としての社会貢献の観点からの自発的な方式がよいとの意見もある。

【取組の方向】

- 産業廃棄物は産業活動の結果として排出されること等を考慮すると、事業者としての社会貢献の観点から、原状回復に一定の役割を果たすことが期待される。
- 産業廃棄物に対する国民の不信感を払拭し、円滑な産業活動を維持するためには、必要な資金を手当する社会的な制度が不可欠。今後とも、事業者の積極的な社会貢献として原状回復に対する協力が行われていくことが適切。
- 今後の基金の運用については、支援実績を踏まえ、あらゆる産業が支援していくという観点に立ち、不法投棄量等の推移、支援必要額の減少の見通し、産業廃棄物の排出と不法投棄の相関性等を踏まえ、基金への拠出のあり方について見直しが行われることが必要。
- 基金の支援は、都道府県において不法投棄対策を徹底し、行為者等の責任追及を徹底して行った後に、なお行政代執行せざるを得ない場合に行われるもの。今後、基金への要請が少なくなるよう、不法投棄対策に万全を期すことが必要。また、平成 10 年 6 月以前の不法投棄の計画的な原状回復を促進するため、国の技術的・財政的支援が引き続き必要。

主 な 検 討 事 項 等

① 不法投棄の実態と基金の状況等について

- ・ 不法投棄の実態と分析
- ・ 基金の仕組み
- ・ 基金運営の実績、評価等

② 不法投棄対策と基金について

- ・ 不法投棄対策関連施策
- ・ 不法投棄対策における基金の役割、政策的効果等

③ 関係者の役割等について

- ・ 国、排出事業者、自治体等関係者の役割等

④ 適切な費用負担のあり方等について

- ・ 費用負担の考え方
- ・ 抛出の具体的な方法等

